

議案第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）5月 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第3号及び第4号中「6歳」を「9歳」に改める。

第2条第1項第3号中「及び小児」を削り、同項4号中「高校生等」を「小児及び高校生等」に改め、同条第3項中「、第5条の4の2」を削る。

第4条第1項を削り、同条第2項中「被保険者等負担額から」を「当該療養の給付等に係る医療に要する費用の額から医療保険各法に基づき保険者（医療保険各法の規定により療養の給付等を行うものをいう。）が負担すべき額を控除した額（以下「被保険者等負担額」という。）から更に」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2条第1項第2号に規定する者並びに第2条第1項第3号及び第4号に規定する者（その者を現に監護している者が低所得者である者に限る。）に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、被保険者等負担額の範囲内で行う。

第4条第9項中「第2項から第7項まで（」を「第1項から第9項まで（第3項及び」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項を同条第10項とし、同条第7項第1号中「第1項各号に掲げる対象者」を「次のアからウまでに掲げる対象者」に改め、「（同条第3号に掲げる対象者にあつては、入院の医療に関する療養の給付等に係るものに限る。）」を削り、同号に次のように加える。

ア 第2条第1項第2号に規定する者

イ 第2条第1項第3号及び第4号に規定する者（その者を現に監護している者が低所得者である者に限る。）

ウ 第2条第1項第3号及び第4号に規定する者（医療保険各法の規定による入院の医療に関する療養の給付等が行われた者（その者を現に監護している者が低所得者である者を除く。）に限る。）

第4条第7項第2号中「第2項」を「第1項」に改め、「前項まで（）」の次に「第3項及び」を加え、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項を同条第7項とし、同項の前に次の2項を加える。

5 第2条第1項第3号に規定する者（その者を現に監護している者が低所得者である者を除く。）に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、次の各号に掲げる療養の給付等の種別に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医療保険各法の規定による入院以外の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに同一の月において2日目までを限度として1日につき、200円（被保険者等負担額が200円に満たない場合にあっては、その額）を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。

(2) 医療保険各法の規定による入院の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額の範囲内で行う。

6 第2条第1項第4号に規定する者（その者を現に監護している者が低所得者である者を除く。）に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、次の各号に掲げる療養の給付等の種別に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医療保険各法の規定による入院以外の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに同一の月において2日目までを限度として1日につき、400円（被保険者等負担額が400円に満たない場合にあっては、その額）を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。

(2) 医療保険各法の規定による入院の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額の範囲内で行う。

第6条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年7月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、

公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、令和9年7月1日以後の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成について適用し、同日前の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例(平成3年条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼児 1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から<u>6歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(4) 小児 <u>6歳</u>に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、宝塚市内に住所を有する者で、高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者若しくは医療保険各法の被保険者、組合員若しくは被扶養者であるもの又は健康保険法(大正11年法律第70号)による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けられないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>幼児及び小児</u></p> <p>(4) <u>高校生等</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第2号の規定を適用する場合において、別表第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者の項所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、地方税法第314条の7並びに同法附則第5条の4、<u>第5条の4の2</u>及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定により課税する所得割を除く。以下単に「所得割」という。)の額を基準とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 <u>次に掲げる対象者に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合にお</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼児 1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から<u>9歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(4) 小児 <u>9歳</u>に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、宝塚市内に住所を有する者で、高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者若しくは医療保険各法の被保険者、組合員若しくは被扶養者であるもの又は健康保険法(大正11年法律第70号)による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けられないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼児_____</p> <p>(4) <u>小児及び高校生等</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第2号の規定を適用する場合において、別表第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者の項所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、地方税法第314条の7並びに同法附則第5条の4_____及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定により課税する所得割を除く。以下単に「所得割」という。)の額を基準とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条</p>

ける医療費の助成は、当該療養の給付等(第3号に掲げる者にあつては、入院の医療に関する療養の給付等に限る。)に係る医療に要する費用の額から医療保険各法に基づき保険者(医療保険各法の規定により療養の給付等を行うものをいう。)が負担すべき額を控除した額(以下「被保険者等負担額」という。)の範囲内で行う。

- (1) 第2条第1項第2号に規定する者
- (2) 第2条第1項第3号に規定する者
- (3) 第2条第1項第4号に規定する者

2 第2条第1項第1号に規定する者に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、被保険者等負担額から

当該療養の給付等に係る医療に要する費用の額に100分の20を乗じて得た額を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。

3 (略)

4 第2項の規定にかかわらず、前2項に規定する一部負担金の額が著しく高額となる場合は、高確法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の医療費の助成を行う。

第2条第1項第1号に規定する者に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、当該療養の給付等に係る医療に要する費用の額から医療保険各法に基づき保険者(医療保険各法の規定により療養の給付等を行うものをいう。)が負担すべき額を控除した額(以下「被保険者等負担額」という。)から更に当該療養の給付等に係る医療に要する費用の額に100分の20を乗じて得た額を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、前2項に規定する一部負担金の額が著しく高額となる場合は、高確法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の医療費の助成を行う。

4 第2条第1項第2号に規定する者並びに第2条第1項第3号及び第4号に規定する者(その者を現に監護している者が低所得者である者に限る。)に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、被保険者等負担額の範囲内で行う。

5 第2条第1項第3号に規定する者(その者を現に監護している者が低所得者である者を除く。)に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、次の各号に掲げる療養の給付等の種別に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医療保険各法の規定による入院以外の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに同一の月において2日目までを限度として1日につき、200円(被保険者等負担額が200円に満たない場合にあつては、その額)を一部負担金として控除した額の範囲内で行

5 (略)

6 (略)

7 健康保険法による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けることができないものに係る医療費の助成は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内で行う。

(1) 第1項各号に掲げる対象者 _____ 医療に要する費用の額(同項第3号に掲げる対象者にあつては、入院の医療に関する療養の給付等に係るものに限る。)

(2) 前号に掲げる対象者以外の対象者 医療に要する費用の額から当該対象者の区分に応じ第2項から前項まで(_____第4項を除く。)の規定による一部負担金を控除した額

8 (略)

う。

(2) 医療保険各法の規定による入院の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額の範囲内で行う。

6 第2条第1項第4号に規定する者(その者を現に監護している者が低所得者である者を除く。)に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、次の各号に掲げる療養の給付等の種別に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医療保険各法の規定による入院以外の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに同一の月において2日目までを限度として1日につき、400円(被保険者等負担額が400円に満たない場合にあつては、その額)を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。

(2) 医療保険各法の規定による入院の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額の範囲内で行う。

7 (略)

8 (略)

9 健康保険法による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けることができないものに係る医療費の助成は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内で行う。

(1) 次のアからウまでに掲げる対象者 医療に要する費用の額 _____

ア 第2条第1項第2号に規定する者

イ 第2条第1項第3号及び第4号に規定する者(その者を現に監護している者が低所得者である者に限る。)

ウ 第2条第1項第3号及び第4号に規定する者(医療保険各法の規定による入院の医療に関する療養の給付等が行われた者(その者を現に監護している者が低所得者である者を除く。))に限る。)

(2) 前号に掲げる対象者以外の対象者 医療に要する費用の額から当該対象者の区分に応じ第1項から前項まで(第3項及び第4項を除く。)の規定による一部負担金を控除した額

10 (略)

9 市長は、第2項から第7項まで(第4項を除く。)に定める一部負担金について、失業、災害その他の規則で定める理由により支払うことが困難であると認める者については、申請に基づき当該一部負担金を控除しないことができる。

第6条 (略)

2 (略)

3 給者証を交付されない者に係る医療費の助成は、助成する額を対象者に支払うことによ
って行う。

11 市長は、第1項から第9項まで(第3項及び第4項を除く。)に定める一部負担金について、失業、災害その他の規則で定める理由により支払うことが困難であると認める者については、申請に基づき当該一部負担金を控除しないことができる。

第6条 (略)

2 (略)

<説明資料>

「宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

市民交流部 医療助成課

1 内容

宝塚市行財政経営行動計画に位置付けられた9つの柱の1つ、乳幼児・こどもに関する医療や保健において、乳幼児・こども医療費制度の見直しを行った結果、対象を高校生世代の通院まで拡大し、一部負担金を求める施策への方針転換することとなり、所要の改正を行うものです。

2 改正項目（別紙新旧対照表参照）

(1) 乳幼児等こども医療費における自己負担額の設定

ア 0歳及び低所得者を除く1歳から小学3年生は一部負担金を200円、小学4年生から高校3年生までは一部負担金を400円に改める。

(2) 所要の整備

ア 定義の変更

幼児 「1歳から6歳」を「1歳から9歳」に改める。

小児 「6歳から15歳」を「9歳から15歳」に改める。

イ 条ずれ対応

(ア) 第2条第3項中「、第5条の4の2」を削る。

ウ 高校生世代拡充における対応

(ア) 第6条第3項を削る。

3 施行日

令和9年7月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定については、公布の日からの施行とする。

4 その他

本改正に係る予算措置については、令和8年度補正予算と令和9年度当初予算で対応する。